



平成19年10月2日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市環境審議会

会長 進士 五十人



川崎市緑の基本計画の改定について（答申）

平成18年4月21日付け18川環緑企第8号をもって諮問のありました「川崎市緑の基本計画の改定について」、当審議会では、専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の3に基づき「緑と公園部会」に付議し、幅広い見地から審議を行った結果、持続可能な時代への移行、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮など、新たな時代に即した川崎市緑の基本計画の改定が必要であり、その考え方について別添のと通りの結論を得ましたので答申いたします。